

平成三十年五月十八日提出
質問第三〇七号

総理大臣秘書官へのアポイント申し入れに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

総理大臣秘書官へのアポイント申し入れに関する質問主意書

平成三十年五月十日、衆議院予算委員会で元総理大臣秘書官の柳瀬唯夫氏は、「私の面会でございますけれども、政府の外の方からアポイントの申し入れに対しては、時間が許す限りお受けするように心がけておりましたので、特別扱いをしたことはございません。実際、私は、総理秘書官時代、物理的に日本にいないとか、物理的に時間がないということはあったかもしれませんが、私が総理秘書官時代、私が覚えている限りは、アポイントの申し入れをお断りしたことはございません」と発言した。

同月十二日の日刊ゲンダイは、「柳瀬氏のこの発言を確認するべく、日刊ゲンダイ本紙記者はさっそく、十一日、官邸にアポの電話を入れた。面会を要望した相手は、柳瀬氏と同じ経産省出身で、国会審議中に質疑者にヤジを飛ばして嚴重注意となった佐伯耕三首相秘書官」「最初に電話対応した官邸の担当者は「折り返し連絡する」と返答して電話を切り、三時間ほどして佐伯秘書官付の職員から連絡が来たのだが、いきなり「プレスの方との面会は、取材であるか否かにかかわらず、全てお断りしています」とピシヤリ。本紙記者が「取材ではない。柳瀬さんは誰とでも面会していたではないか」と食い下がったのだが、「秘書官は基本的に『裏方』の業務を担当しており、表で取材を受ける立場にありません」との回答を得たことを報じ

ている。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 柳瀬唯夫氏の「私の面会でございますけれども、政府の外の方からアポイントの申入れに対しては、時間が許す限りお受けするように心がけておりましたので、特別扱いをしたことはございません」「私が総理秘書官時代、私が覚えている限りは、アポイントの申入れをお断りしたことはございません」との発言は当時の現状に即して妥当なものかと考えているのか。政府の見解如何。

二 一に関連して、柳瀬氏のかかる行動規範は現在の安倍政権の首相秘書官に引き継がれているのか。政府の見解如何。

三 日刊ゲンダイは「プレスの方との面会は、取材であるか否かにかかわらず、全てお断りしています」との官邸の見解を示しているが、柳瀬唯夫氏が総理大臣秘書官を務めていた当時と方針が変わったのか。政府の見解如何。

四 「秘書官は基本的に『裏方』の業務を担当しており、表で取材を受ける立場にありません」との官邸の担当者の回答は事実か。政府の見解如何。

五 四に関連して、秘書官が「基本的に『裏方』の業務を担当しており、表で取材を受ける立場にありません」ということは、取材依頼には応じられないものの、陳情などでアポイントを申し入れた場合、「政府の外の方からアポイントの申し入れに対しては、時間が許す限りお受けするように心がけ」という方針には変わりがないという理解でよいか。政府の見解如何。

六 現在、安倍政権では、総理大臣秘書官に陳情などでアポイントを申し入れた場合、「政府の外の方からアポイントの申し入れに対しては、時間が許す限りお受けするように心がけ」という方針には変わりはなく、門前払いなどをせず、誠実に対応するという理解でよいか。政府の見解如何。

右質問する。